

高等教育の無償化に係る参考資料

平成30年11月21日

文部科学省

地方との協議に関するこれまでの取組について（平成30年度）

【都道府県】

高等教育の負担軽減制度に関する国と都道府県の実務的な検討・協議

- ・構成：秋田県、埼玉県、東京都、長野県、大阪府、宮崎県（6県）
- ・日程：
 - ・第1回 8月30日（木）（議題：国と都道府県の事務分担等について）
 - ・第2回 9月26日（水）（議題：機関要件の確認事務について）
 - ・第3回 10月23日（火）（議題：授業料減免に要する経費の交付事務について）
 - ・第4回 11月15日（木）（議題：不正対応事務について）

高等教育の負担軽減方策に関する意見交換会（第1回） ※ブロックごとに開催

- ・対象：47都道府県（議題：国と地方の事務分担、機関要件の確認事務について）
- ・日程：
 - ・10月15日（月）九州・沖縄ブロック（福岡市）
 - ・10月16日（火）中部ブロック（名古屋市）
 - ・10月17日（水）近畿ブロック（大阪市）
 - ・10月19日（金）東北ブロック（仙台市）
 - ・10月22日（月）関東甲信越ブロック（第1回）（文部科学省）
 - ・10月24日（水）関東甲信越ブロック（第2回）（文部科学省）
 - ・10月25日（木）中国ブロック（岡山市）
 - ・10月26日（金）四国ブロック（高松市）
 - ・10月29日（月）北海道ブロック（札幌市）

高等教育の負担軽減方策に関する意見交換会（第2回）

- ・対象：47都道府県（議題：授業料減免に要する経費の交付事務、不正対応事務について）
- ・日程：
 - ・11月20日（火）、11月27日（火）（予定） ※担当者がいずれかの回に出席できるよう2回開催

【市町村】

高等教育の負担軽減方策に関する意見交換会（第1回）

- ・対象：大学等を設置する全市町村（113団体）（議題：国と地方の事務分担、機関要件の確認事務について）
- ・日程：
 - ・10月26日（金）、平成30年10月31日（水） ※担当者がいずれかの回に出席できるよう2回開催

（12月上旬に第2回を予定）

「新しい経済政策パッケージ」(H29.12.8閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」(H30.6.15閣議決定)において導入することとされている高等教育の負担軽減方策のポイント

1. 基本的考え方と施策の内容

【現状認識】

- ✓ 経済状況が困難な家庭の子供ほど大学等への進学率が低い。
- ✓ 最終学歴によって平均賃金に歴然とした差がある。
- ✓ 我が国の教育費は、国際的に見ても家計負担の割合が高い。
- ✓ 理想の子供数を持たない理由の1位は「子育て・教育にお金がかかりすぎること」(特に高等教育段階の費用が大きな負担と認識されている)

【施策の方向性】

貧困の連鎖を断ち切り
格差の固定化を防ぐ
少子化対策に資する

しっかりとした進路への意識や進学意欲があれば、
家庭の経済状況にかかわらず、大学や専門学校等へ進学できるチャンスを確保

【具体的内容】

- 低所得世帯の真に必要な子供たちに限って、高等教育の無償化を実現
- **授業料減免**及び**給付型奨学金**の支援対象者・支援額を大幅拡充

【対象となる学校種】 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校

【対象となる学生】 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生

【実施時期】 **2020年4月**(2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げによる増収分の一部を財源とする。)

2. 授業料減免

■対象となる学校種: 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校

■対象となる学生 : 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生

(支援対象の学生は、授業料及び入学金の減免に加えて、給付型奨学金も支給対象となる)

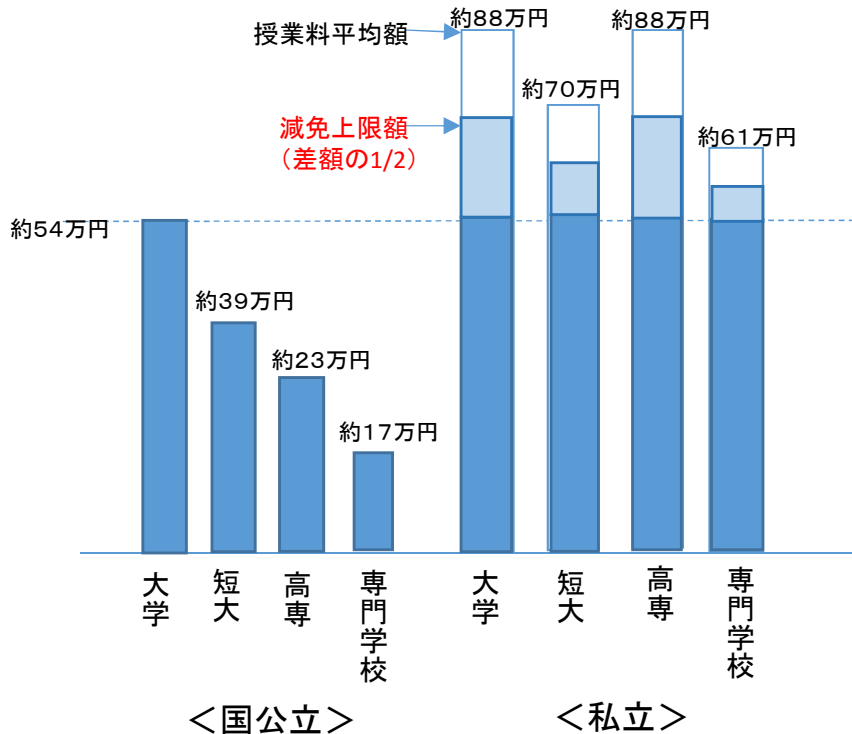
■授業料免除額の考え方

- ・国立: 授業料(省令に規定されている各学校種の授業料標準額まで)を免除
- ・公立: 国立の授業料(上記)を上限として対応
- ・私立: 国立大学の授業料に加え、各学校種の私立学校の平均授業料と国立大学の授業料の差額の2分の1を加算した額まで対応

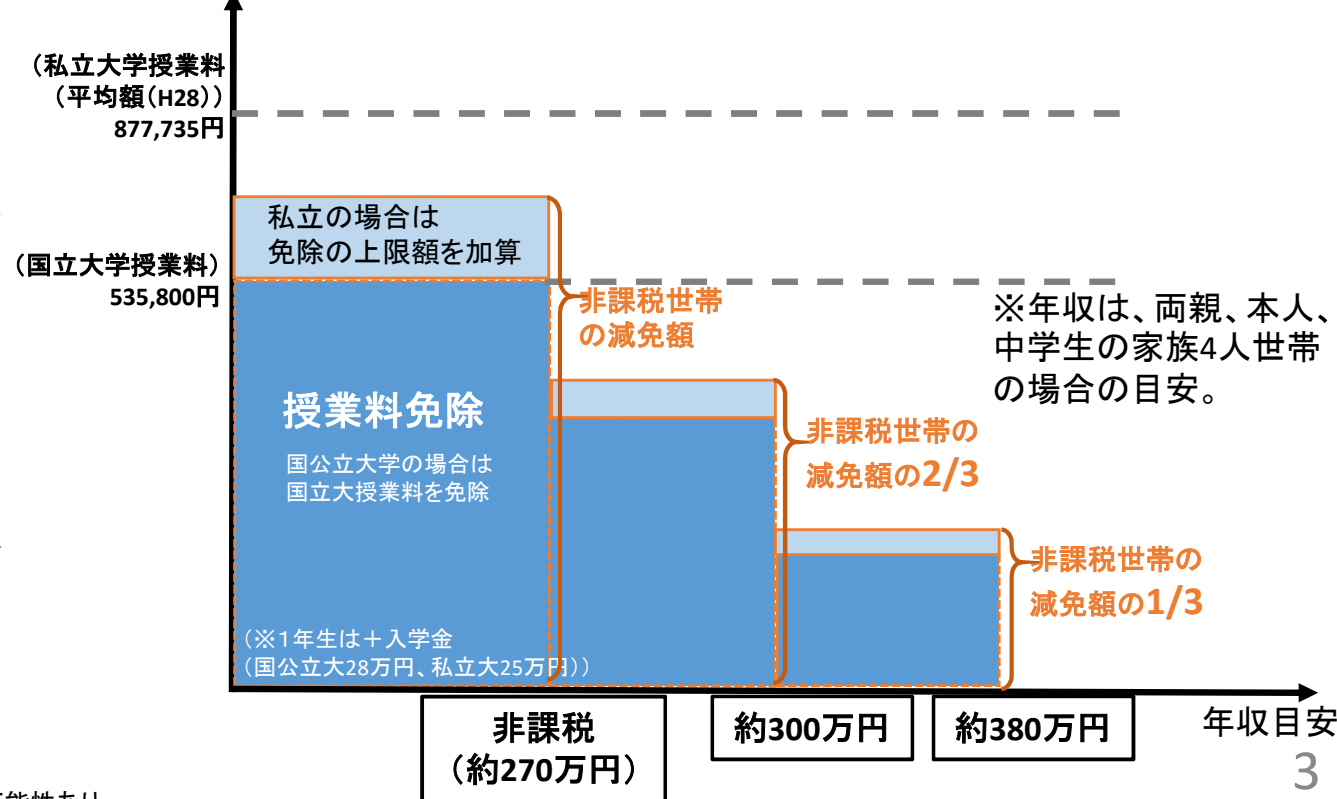
■入学金免除額の考え方

- ・国立: 入学金(省令に規定されている各学校種の入学料標準額まで)を免除
- ・公立: 国立の入学金(上記)を上限として対応
- ・私立: 私立の入学金の平均額を上限として対応

授業料免除(上限)額の考え方 (各学校種)



(大学の場合)



※国立の授業料は省令による。その他は文部科学省調べによる平均額。
特に私立の授業料平均額については、今後の調査により時点更新の可能性あり。

3. 給付型奨学金

■対象となる学校種：「2. 授業料減免」と同じ

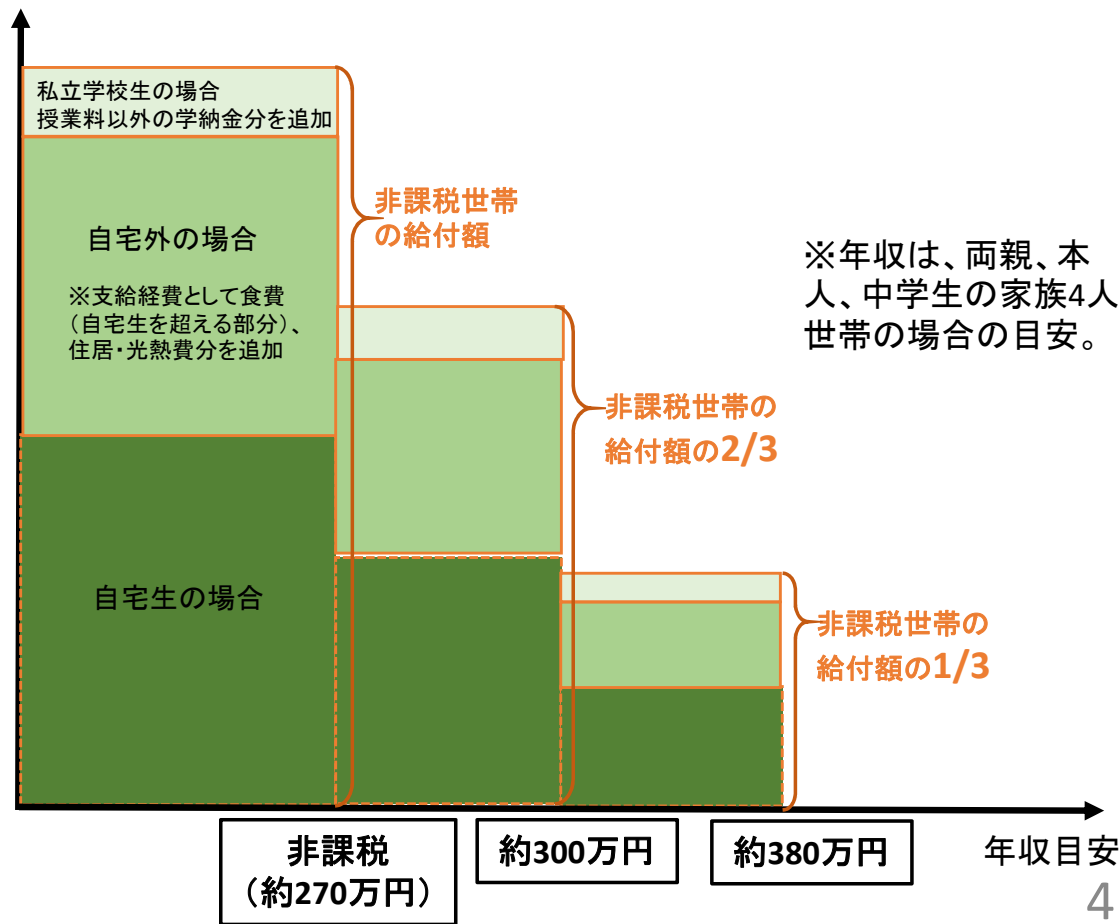
■対象となる学生：「2. 授業料減免」と同じ

(支援対象の学生は、給付型奨学金に加えて、授業料及び入学金の減免対象となる)

■給付額の考え方

- ・学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう措置を講じる。
- ・他の学生との公平性の観点から踏まえ、社会通念上妥当なものとする。
- ・高等専門学校については、寮生が多く学生生活費の実態に他の学校種と乖離がある(大学生の5~7割程度)ため、その実態に応じた額を措置する。

経費区分	自宅	自宅外
授業料以外の学校納付金	○ (私立学校生に限る)	
修学費 (教科書、参考図書等のために支出した経費)	○	○
課外活動費	○	○
通学費	○	○
食費	×	△ (自宅分を 超える額)
住居・光熱費	-	○
保健衛生費	○	○
娯楽・嗜好費	×	×
その他の日常費	○	○
受験料	○	○



※具体的な支給額など、詳細な制度設計を進めているところ。

4. 支援対象者の要件

- 支援措置の目的は、支援を受けた子供たちが大学等でしっかり学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになること。学習意欲や進学後の学習状況を見極めた上で学生に対して支援を行うことで、社会的にも理解が得られるような仕組みとすることが必要。
- 高校の成績だけで否定的な判断をせず、高校等がレポートの提出や面談により本人の学習意欲を確認。進学の意欲や目的等を確認・評価することが重要。
- 大学等への進学後は、その学習状況等について一定の要件を課し、それに満たない場合には支給しない。
具体的には、
 - ★ 毎年度の確認※において、次のいずれかに該当し、大学等が「警告」を行い、それを連続で受けた場合
 - i 1年間に修得した単位数が年間の標準的な修得単位数の6割以下の場合
 - ii GPA(平均成績)等の客観的指標が学生の所属する学部等において下位4分の1に属する場合(ただし、斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置を検討)
 - iii 1年間の出席率が8割以下であるなど学習意欲が低いと大学等が判断した場合



5. 支援措置の対象となる大学等の要件

- 大学等での勉学が職業に結びつくことにより格差の固定化を防ぎ、支援を受けた子どもたちが大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになるという、今回の支援措置の目的を踏まえ、対象を学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等とするため、大学等に一定の要件を求める。
- ・ 実務経験のある教員による授業科目が標準単位数(4年制大学の場合、124単位)の1割以上、配置されていること。
 - ※ 例えば、オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行っている、学外でのインターンシップや実習等を授業として位置付けているなど主として実践的教育から構成される授業科目を含む。
 - ※ 学問分野の特性等により満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由や、実践的教育の充実に向けた取組を説明・公表することが必要。
- ・ 法人の「理事」に産業界等の外部人材を複数任命していること。
- ・ 授業計画(シラバス)の作成や評価の客観的指標を設定し、適正な成績管理を実施・公表していること。
- ・ 法令に則り、財務諸表等の情報や、教育活動に係る情報を開示していること。
 - ※ また、例えば、経営に問題があるとして早期の経営判断を促す経営指導の対象となっており、かつ、継続的に定員の8割を割っている大学については、対象にしないことなどを検討。